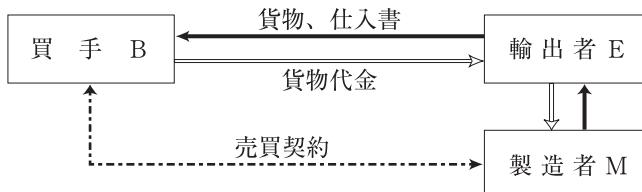


20 輸出代行者が輸出する場合

(問)



買手Bは、輸出者Eから工作機械を輸入（購入）しています。

当該貨物を輸入するにあたっては、買手と製造者Mとの間で売買契約を結び、価格、数量等すべての契約条件を取り決め、輸出者に輸出業務を委託しています。

この場合、どのように売手を認定して、輸入貨物の課税価格を決定しますか。

(答) 本邦へ輸入するための売買は、製造者Mが自己の計算のもとに買手Bと結んだ契約によるものであり、輸出者Eは製造者から輸出業務を委託された立場にあり、売買に係る瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担しないものであることから、製造者を「売手」と認定します。

したがって、買手が製造者から購入する価格に基づき、定率法第4条第1項により課税価格を決定します。

<ポイント>

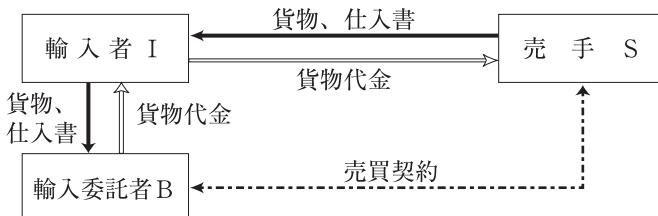
輸出者及び輸入者以外に、当該貨物を実際に販売し、又は購入する者が別に存在するときは、輸出国から輸入国に移動することとなる当該販売又は購入をする者が、それぞれ売手及び買手となる。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法基本通達4-2(1)

21 輸入代行者が輸入する場合

(問)



輸入者Iは、売手Sから測定機器を輸入（購入）します。当該貨物を輸入するにあたって、本邦の輸入委託者Bと売手との間で売買契約が結ばれ、価格、数量、規格、引渡条件等の全ての契約条件が取り決められ、輸入者は、輸入委託者から輸入業務を委託されています。

この場合、どのように買手を認定して、輸入貨物の課税価格を決定しますか。

(答) 本邦へ輸入するための売買は、輸入委託者Bが自己の計算のもとに売手Sと結んだ契約によるものであり、輸入者Iは、B社から輸入業務を委託され、売買に係る瑕疵、事故等の危険を負担しないものであることから、B社を輸入取引上の「買手」と認定します。

したがって、B社が売手から購入する価格に基づき、定率法第4条第1項により課税価格を決定します。

<ポイント>

輸出者及び輸入者以外に当該貨物を実際に販売し又は購入する者が別に存在するときは、当該販売又は購入する者がそれぞれ売手及び買手となる。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法基本通達4-2(1)